

確認申請時に必要な書類

確認申請に際しては、以下の申請書類をご用意ください。

各申請書類は当社ホームページよりダウンロードし、ペーパーで提出してください。

	書 類 名	関 連 事 項	提出部数
①	確認申請書(建築物)	第一面は当社指定の左記の様式でお願いします。第二面から第六面は、施行規則第二号様式によるものです。	※ 注1 参 照
②	委任状	建築主以外の代理人(建築士法上必要な資格が必要)が申請をする場合に必要になります。	正本のみ 1 部
③	建築士の免許証(写し)及び定期講習修了証(写し)	確認申請書(第二面)に記載した設計者、工事監理者全員の建築士免許証及び定期講習修了証の写しを提出して下さい。当社に一度提出された方の場合は必要ありません。	正本のみ 1 部
④	建築計画概要書	建築計画概要書は管轄特定行政庁での閲覧用書類です。特定行政庁の指定されているA4で作成願います。第三面をA3で作成した場合はA4に折りたたんで提出してください。	正本のみ 1 部
⑤	建築工事届	平成21年1月14日以降提出の届より新しい書式になりました。	正本のみ 1 部
⑥	建築物確認申請図書受理時のチェック表 その1	申請受付時に各図書の要・不要及び有無を確認のうえチェックボックス(レ点)願います。	正本のみ 1 部
⑦	現地調査表	計画地の状況把握のため提出願います。 「建築基準法チェックリスト」も併せて提出願います。許可・認定・協議等の各種手続きを要する場合には、各種許可書・認定協議済書等の写しを提出願います。(申請中の場合は、申請中であることを記載した書類)	正・副 2 部
⑧	御担当者様の連絡先、請求書・引受承諾書宛名等の連絡票	ご担当者様の連絡先、請求書、引受承諾書、済証送付先を記載し必ずご提出願います。	正本のみ 1 部

■確認申請書、図面等の提出部数

※注1

消防同意なしの場合	正・副 2部	住宅で準防火地域の場合は3部必要
消防同意ありの場合	正・副・消防 3部	※注2参照／ <u>主要用途が住宅以外</u> の建築物は全て消防同意が必要
要構造計算書の場合	構造図を含む全ての図面2部(正・副)と 構造図を除く図面1部(消防用)	
構造適判ありの場合	正・副・消防 3部	構造図を含む全ての図面2部(正・副)と 構造図を除く図面1部(消防用)
	正・副 2部	構造適判申請に添付する構造設計図書及び 構造計算書
構造適判判定終了後は、構造適判判定結果通知書・適判申請副本、 追加説明書がある場合は追加説明書・補正図書を2部提出して下さい。		

※注2 主要用途が住宅でそれに付随する車庫・物置の申請時、下記A～Dに当てはまる場合は消防同意が必要となります。

A、住宅にくっつけて増築する車庫・物置の面積が50㎡以上の場合
B、住宅と車庫・物置が離れている場合 建築場所が秋田市・大仙市・能代市のみ下記C・Dにあてはまらない場合は消防同意不要 それ以外の市町村は必ず3部必要
C、車庫・物置の面積が50㎡以上の場合
D、車庫・物置の面積が住宅面積の2分の1以上の場合